

## 浜松市区長連絡会議要綱

### (設置)

第1条 区政の推進についての調整、区役所相互並びに区役所と本庁との連絡調整等を行うことにより、浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年浜松市規則第33号)の円滑な運用に資するため、区長連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 会議は、区長及び市民部長をもって構成する。

### (会議)

第3条 会議の招集及び進行は、市民部長が行う。

2 会議は、原則として毎月第1回目の庁議に引き続き開催する。ただし、特別な事情があるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

### (協議事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 区政の推進についての調整に関する事項
- (2) 区役所間及び区役所と関係部課間での連絡調整を必要とする事項

### (関係部長等の出席)

第5条 市民部長は、関係部長その他職員の出席を求め、意見、資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、市民部市民協働・地域政策課が処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会議の協議において定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。